

平成25年（ワ）第478号 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 90名

被告 東京電力株式会社, 国

## 原告第8準備書面

(被告国の規制権限の根拠法令等について)

2014（平成26）年6月9日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 克 昌

外

### 第1 本書面の目的

本書面は、被告国の答弁書「第3 求釈明」のうち3項（規制権限不行使）（17頁7行目以下）の求釈明事項に対する回答をする。

### 第2 「3項(1)ア（地震動対策に係る規制権限不行使の違法について）」について

#### 1 (ア) について

##### (1) 求釈明の内容について

被告国は、「NUPECの調査が完了した2000（平成12）年からそう遠くない時期に、耐震設計指針を改定することが可能だったというべきであり、かつ、改定すべき義務があったというべきである。」（訴状48ページ6から9行目）との原告の主張に対し、「被告国が、いかなる根拠法令に基

づいて、どのように「耐震設計審査指針」を改定すべきであったと主張する趣旨が明確にされたい。」と求釈明をしている。

(2) 根拠法令について

2012（平成24）年6月27日法律第47号による改正前の原子力基本法5条2項は、「原子力安全委員会は、原子力の研究、開発及び利用に関する事項のうち、安全の確保に関する事項について企画し、審議し、及び決定する。」と定めている。

また、2012（平成24）年6月27日法律第47号による改正前の原子力委員会及び原子力安全委員会設置法13条は、原子力安全委員会が、「核燃料物質及び原子炉に関する規制のうち、安全の確保のための規制に関すること」（2号）などについて企画し、審議し、及び決定することを定めている。

これらの法律の規定から、原子力安全委員会は、原子力施設の安全の確保に関する事項について指針類を定める権限を有しているといえる。

(3) 改定内容について

原子力安全委員会が定める指針類は、経済産業大臣の告示に基づき、原子炉の設置・運転の審査の基準として用いられており、行政手続法5条1項にいう審査基準として位置付けられている。

そのため、原子力安全委員会の指針類は、原子力施設の安全を確保するために重要なものであり、最新の知見に基づいて、適時に改定される必要がある。

そして、訴状44ページ以下で述べた阪神淡路大震災後の被告国の対応状況からすれば、被告国（原子力安全委員会）は、2000（平成12）年からそう遠くない時期に、2006（平成18）年9月19日に策定された耐震設計審査指針（「新指針」）の内容に改定することが可能であったといえ、また、改定すべきであった。

## 2 (イ) について

### (1) 求釈明の内容について

被告国は、「2001（平成13）年7月から3年経過した2004（平成16）年ころまでには、実効的な規制がなされる内容の耐震設計審査指針の改定作業を完了しているべき法的義務があり、被告国はこれを尽くさなかったというべきである。」（訴状48ページ15から18行目）との原告の主張に対し、「被告国が、いかなる根拠法令に基づいて、どのように「耐震設計審査指針」を改定すべきであったと主張する趣旨が明確にされたい。」と求釈明をしている。

### (2) 根拠法令について

被告国が、耐震設計審査指針を改定する権限を有することの根拠法令は、前述のとおり、2012（平成24）年6月27日法律第47号による改正前の原子力基本法5条2項及び原子力委員会・原子力安全委員会設置法13条である。

### (3) 改定内容について

訴状44ページ以下で述べた阪神淡路大震災後の被告国の対応状況、特に、当初、耐震指針検討分科会の検討期間が概ね3年程度が目安とされたことからすれば、原子力安全委員会、すなわち被告国は、2001（平成13）年7月から3年経過した2004（平成16）年ころまでには、2006（平成18）年9月19日に策定された新指針の内容に改定することが可能であったといえ、また、改定すべきであった。

## 3 (ウ) について

### (1) 求釈明の内容について

被告国は、「被告国には、2009（平成21）年9月ころまでには、被告東電をして福島第一原発の全ての原子力施設について耐震バックチェックを完了させ、それが履行されなかった場合には原子炉の使用停止等を含め

た規制権限を行使すべき法的義務があったというべきである。」(訴状48ページ下から3行目から49ページ1行目)との原告の主張に対し、「被告国が被告東電に対していかなる根拠法令に基づいて規制権限を行使すべきであったと主張する趣旨が明確にされたい。また、訴状49ページ1行目の「使用停止等」には、何が含まれるのか明確にされたい。」と求釈明をしている。

## (2) 根拠法令について

電気事業法39条1項は、「事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。」と定める。また、同法2項は、1項の技術基準の内容について「人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること」(1号)などを定めている。

また、電気事業法40条は、「主務大臣は、事業用電気工作物が前条第1項の主務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。」と定める。

したがって、被告国は、電気事業法39条1項に基づき、事業用電気工作物が「人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えない」ために必要とされる内容の技術基準(経済産業省令)を定める権限を有し、また、同法40条に基づき、技術基準適合命令をもって、設置者をして事業用電気工作物を技術基準省令に適合させる権限を有している。

## (3) 規制権限不行使について

被告国は、原子力安全委員会が2006(平成18)年9月19日に耐震審査について新指針を策定したのであるから、これを既存原発についても遡及的に適用するため、電気事業法39条1項に基づき、技術基準省令を改正して新指針に適合した耐震安全性を確保することを事業者にも義務づけ、ある

いは、技術基準省令の解釈、運用により新指針に適合した耐震安全性を確保しない場合は技術基準適合命令を発することとして、新指針に適合した耐震安全性を確保することを事業者に義務づけるべきであった。

そして、被告東電による福島第一原発に関する新指針に沿った耐震バックチェックや耐震対策が手抜き・怠慢なものであったことは訴状20ページから27ページで述べたとおりであるから、被告国（経済産業大臣）は、2009（平成21）年9月ころまでには、同法40条に基づき、技術基準適合命令を発して、被告東電をして福島第一原発を技術基準省令に適合させるべきであった。

しかし、被告国は、福島第一原発を含めた既存原発については、バックチェックを指示し、新指針に適合しない不備については事業者の自主的な対応や行政指導により対処するにとどめ、事業者对新指針に適合した耐震安全性の確保を義務づけなかったのである。

なお、訴状49ページ1行目の「使用停止命令等」の「等」とは、電気事業法40条に定められている①修理命令、②改造命令、③移転命令、④使用一時停止命令、⑤使用制限処分である。

### 第3 「3項(1)イ（津波対策に係る規制権限不行使の違法について）」について

#### 1 （ア）について

##### (1) 求釈明の内容について

被告国は、「被告国は、2006（平成18）年ころには、被告東電に対し、（中略）津波対策を電気事業法39条1項に基づく経済産業省令において義務づけ、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律29条1項の定める定期検査の際に違反があれば同法36条により使用停止命令等の措置をとるべきであった」（訴状49ページ下から6行目から末行目）との原告の主張に対し、炉規法29条は実用発電用原子炉には適用されない

とし、「被告国が被告東電に対していかなる根拠法令に基づいてどのような規制権限を行使すべきであったと主張する趣旨が明確にされたい。」と求釈明している。

(2) 根拠法令について

前述のとおり、被告国は、電気事業法39条1項に基づき、事業用電気工作物が「人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えない」ために必要とされる内容の技術基準省令を定める権限を有し、また、同法40条に基づき、技術基準適合命令をもって、設置者をして事業用電気工作物を技術基準省令に適合させる権限を有していた。

なお、原告は、訴状において、炉規法29条1項及び同法36条を被告国の規制権限の根拠法令としていたが、これを撤回し、電気事業法39条1項及び同法40条を被告国の規制権限の根拠法令とする。

(3) 規制権限不行使について

平成23年10月7日改正前の発電用原子力施設に関する技術基準を定める省令（昭和40年6月15日通商産業省令第62号）4条は、「原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が想定される自然現象（地すべり、断層、なだれ、洪水、津波、高潮、基礎地盤の不同沈下等をいう。ただし、地震を除く。）により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。」と定めていた。

そして、被告東電に、本件津波と同程度の津波が発生することの予見可能性があったことは訴状27ページ15行目から30ページ下から3行目で述べたとおりであり、被告国も同様である。

しかし、被告東電は、さしたる津波対策を講じていなかったのであるから、被告国は、電気事業法40条に基づき、技術基準適合命令を発して、被告東電をして福島第一原発の津波対策措置を講じさせるべきであった。

2 (イ) について

(1) 求釈明の内容について

被告国は、「使用停止命令等」(訴状49ページ下から2行目)にいう「等」には、いかなる処分が含まれるのか明確にされたい。」と求釈明している。

(2) 回答

「使用停止命令等」の「等」とは、電気事業法40条に定められている①修理命令、②改造命令、③移転命令、④使用一時停止命令、⑤使用制限処分である。

以上